

2月定例月議会における議案に対する意見募集

No.15 四日市市北部墓地公園条例の一部改正

北部墓地公園の墓地使用料について、現在の条例では6㎡を超える区画について規定がないため、6㎡を超える区画の墓地使用料を新たに設定するものです。

今回の議案に対するご意見を募集します。

1. 改正の背景

条例施行前の平成16年3月までは、利用者の要望により6㎡を超える区画を用意し、使用許可を行っていたため、現在も6㎡を超える区画が複数存在する。

しかし現在の条例では6㎡を超える区画について使用料の規定がないため、既存の区画が返還されても再募集を行うことができず、使用不可のままとなっている。

今後空き区画の再募集を可能とするため使用料に係る規定を改正し、6㎡超の区画の墓地使用料を設定する。

2. 改正の内容

改正前		改正後	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
区画面積	墓地使用料	区画面積	墓地使用料
2㎡	325,000円	2㎡	325,000円
4㎡	650,000円	4㎡	650,000円
6㎡	975,000円	6㎡	975,000円
		6㎡超	6㎡の金額に、6㎡を超える面積1㎡当たり162,500円を加算した金額

3. 施行期日

令和4年4月1日

四日市市北部墓地公園
位置図

